

桑名市告示第235号

開庁時間変更に伴う関係要綱及び規程の整理に関する告示を次のように定める。

令和7年10月6日

桑名市長 伊 藤 徳 宇

開庁時間変更に伴う関係要綱及び規程の整理に関する告示

(桑名市条件付一般競争入札実施要綱の一部改正)

第1条 桑名市条件付一般競争入札実施要綱(平成16年桑名市告示第20号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「執務時間」を「開庁時間」に改める。

様式第1号中「執務時間」を「開庁時間」に改める。

(桑名市建設工事公表要綱の一部改正)

第2条 桑名市建設工事公表要綱(平成16年桑名市告示第26号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「執務時間」を「市の開庁時間」に改める。

(桑名市地価公示台帳閲覧規程の一部改正)

第3条 桑名市地価公示台帳閲覧規程(平成16年桑名市告示第114号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「8時30分から 12時まで」を「市の開庁時間内(正午から午後1時までの間を除く。)」に改め、「13時から 17時15分まで」を削る。

(桑名市総合評価落札方式実施要綱の一部改正)

第4条 桑名市総合評価落札方式実施要綱(平成19年桑名市告示第174号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「閉庁日を除く執務時間」を「開庁時間」に改める。

(桑名市住民票等証明書宅配サービス実施要綱の一部改正)

第5条 桑名市住民票等証明書宅配サービス実施要綱(平成30年桑名市告示第102号)の一部を次のように改正する。

第6条中「午前8時30分から午後4時」を「午前9時から午後3時30分」に、「午前9時から午後5時」を「午前9時30分から午後4時30分」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。